

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
8月25日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………一
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………三
 - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………三
 - 生活保護法の規定に基づく施術機関の廃止の届出(厚政課)……………三
 - 生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課)……………三
 - 指定施設要件の変更予定保安林(美祢市)(森林整備課)……………四
 - 道路の位置の指定(建築指導課)……………五
- 公告
 - 契約の締結(情報企画課)……………五
 - 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………五
 - 公共測量の実施(監理課)……………六
 - 公共測量の実施の終了(監理課)……………六
 - 契約の締結(物品管理課)……………六
- 選管告示
 - 政治団体の名称等……………七
 - 政治団体の異動事項……………七
 - 解散等に係る政治団体の名称等……………七
 - 資金管理団体の異動事項……………八
 - 政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等……………八
- 公安委告示
 - 警備員指導教育責任者講習の実施……………八
- 雑報
 - 県報の正誤(平成二十九年五月二日山口県告示第百七十三号)……………一〇

県報の正誤(平成二十九年七月七日山口県選挙管理委員会告示第三十八号)……………一〇

山口県告示第三百三三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年八月二十五日から同年九月十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境衛生課において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 小野薬品工業株式会社
住 所 大阪市中央区久太郎町二丁目八番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 小野薬品工業株式会社山口工場
所 在 地 山口市佐山三番四五
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
四七―ハ	($m^3/日$)三四	平成三〇、二、七	平成三〇、七、三二	平成三二、一、三二
四七―ホ (四基)	($m^3/時$)一、〇〇〇	平成三〇、一、一五	平成三〇、四、三〇	〃
四七―ホ	($m^3/時$)四、〇〇〇	〃	〃	〃
				連 続 二 四 時 間 変 動 な し

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排水口	排水水の汚染状態の値		排水水の量	
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	大腸菌群数 (個/ml)
七・七	六・五	九・三	九	三・二
八・五	六・五	一〇・七	二六・二	三・六
			検出せず	〇・二八
				〇・四〇
				一七四・一
				二二七・六

山口県告示第三百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年八月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医 療 所 在 地 廃 止 年 月 日

正司眼科医院 山口市阿知須四八〇二の二 平成二九、六、三〇
池田医院 小郡下郷一二四八の四二 〃 〃 五、二四
中央クリニク 中央三丁目二番四三号 〃 〃 四、三〇

山口県告示第三百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年八月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医 療 所 在 地 指 定 年 月 日

中央クリニク 山口市中央三丁目二番四三号 平成二九、五、一
山内歯科クリニク 防府市大字台道四二二の一 〃 〃 八、〃
すみれ歯科医院 山陽小野田市大字郡三二六六の二 〃 〃 六、〃

山口県告示第三百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定を受けた施術機関から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年八月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名 施 術 所 在 地 廃 止 年 月 日

石田 忍 すさ整骨院 萩市大字須佐四九八〇の七〇 平成二九、五、一四

山口県告示第三百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年八月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名 施 術 所 在 地 指 定 年 月 日

指定訪問看護事業者等 訪問看護ステーション等

指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地 訪問看護ステーション等の所在地 指定年月日

医療法人社団青 山口市吉敷中東 青藍会在宅医療 山口市吉敷中東 平成二九、
藍会 一丁目一番一号 支援センター ハートホーム訪 二丁目二番六号 七、一
問看護ステーション

石田 忍 すさ整骨院 萩市大字須佐四六〇四の一 平成二九、五、一五

山口県告示第三百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十九年八月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件(平成十四年山口県告示第十三号)及び保安林の指定をする件(平成十四年山口県告示第六十九号)に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祿市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

美祿市東厚保町山中字浴四三四、四三四の一、四三四の四、四三五、四三八、四三九の一、四四〇、四四一、四四三の一、四四三の二、四四四、四四七、四五三、四五四の一、四五四の二、四五六から四五八まで、四六二の一、四六二の二、四六六、四六九、四七三、四七四、於福町上字西ヶ河内七二三から七二五まで、七二八の一、七二八の二、七二八の四から七二八の六まで、七二八の八、七二九から七三三まで、七五八の二、一七三四、一七三五、三二八二、三二八三、三二八八、三二八九、三二九一、三二九二、字大焼三七三五の二、三七三六から三七三九まで、美東町大田字乳母ヶ迫九五六の六、九五六の五七、字山神ノ尾九五六の七、字葺ヶ浴九五六の八、字樺ヶ浴九五六の一〇、九五六の一、九五六の五三、九五六の五八、字先桜九五六の一、二、美東町綾木字竜岩二二二〇、二二二一、二二二二第一、二二二二の二、二二二四から二二二七まで、二二二八の一、二二二八の二、二二二九から二二三五まで、二二三七、二二三八、二二四三、字上竜岩二二四三の一、二二四三の四、二二四三の五、

字阿向ヶ原二二五〇の三、二二五〇の二四、二二五〇の二五、字休場山二二五〇の六、二二五〇の二二、二二五〇の二三、字下切山二二二八の四、二二二八の六から二二二八の一まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祿市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祿市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

美祿市秋芳町青景字白別当二七八の三、二七九、字清水ヶ奥三二七の八、字清水口八六三の一、八六四の二、八六六、八六七の二、八六八、八六九、秋芳町嘉万字岸皮一〇五二の一、一〇五二の五から一〇五二の七まで、一〇五二の一七、一〇五二の一九、一〇五二の二〇、一〇五二の七三、二二〇七から二二〇九まで、二二一一、二二一三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祿市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祿

市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。()

山口県告示第三百九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十九年八月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市瑞穂町三丁目六一三の四、六一六の九及び六一三の四地先	四・〇	三四・六	平成二九、八、四
下松市大字末武中字堂ノ口一四七五の四	五・〇	一六・〇	〃
下松市大字東豊井字原四六一の二、四六一の二〇、四六一の二一、四六二の六及び四六二の六地先	四・〇	三八・九	〃



(二四一) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十九年八月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総合企画情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る物品等の名称及び数量
コンピュータウイルス対策機器 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日

平成二十九年七月三日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国 広島市南区比治山本町二一番二〇号

六 契約金額

六千六百六十五万九千七百六十円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第二号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二四二) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十九年八月二十五日から同年十二月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年八月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) コープやまぐち新下関店
所在地 下関市秋根西町二丁目五番一号

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
生活協同組合コープやま 山口市小郡上郷九〇一の二一 岡崎 悟

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
生活協同組合コープやま 山口市小郡上郷九〇一の二一 岡崎 悟

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十年四月十一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、九七〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

七〇台

(二) 駐輪場の収容台数

二五台

(三) 荷さばき施設の面積

六七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

一九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称

生活協同組合コープやまぐち

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から翌日の午前零時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成二十九年八月十日

(二四三) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十九年八月二十五日

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量)

山口県知事 村岡 嗣 政

二 作業の地域

下関市

三 作業の期間

平成二十九年八月二日から平成三十年三月十六日まで

(二四四) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所佐波川出張所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十九年八月二十五日

一 作業の種類

公共測量(基準点測量及び水準測量)

二 作業の地域

防府市大字上右田

三 作業の期間

平成二十九年五月十五日から同年七月三十一日まで

(二四五) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十九年八月二十五日

一 事務を担当する課の名称及び所在地

会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

警察情報ネットワーク端末装置 三百六十台

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十九年七月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県知事 村岡 嗣 政

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
西日本電信電話株式会社 大阪市中央区馬場町三番一五号

六 落札金額
二千七百十万五千八百四十円

七 入札公告日
平成二十九年六月二日

八 その他
(一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法
購入
(三) 落札方式
最低価格



山口県選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十九年八月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備出(年月日)
伊場勇後援会	伊場 勇	伊場 勇	山陽小野田市大字津布田1124の1		平成29、6、1
寺岡としあき後援会	下瀬 俊夫	有田 敏夫	宇部市南浜町2丁目4番2号		7、4
日本第一党山口県本部	久芳 秀人	野澤 純一	42号の1 上町/丁目7番		7、4
畑原勇太後援会	隅 喜彦	藤井 明宣	岩国市関戸/丁目110の1		6、15
藤岡修美後援会	藤岡 修美	藤岡 修美	山陽小野田市大字西高泊3144の3		7、1

山口県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十九年八月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備出(年月日)
			新	旧	
自由民主党鹿野支部	坂本 心次	代表者 事務所	坂本 心次 周南市大字鹿野上2980の12	田村 節男 周南市大字鹿野下1108の1	平成29、6、13
自由民主党山口県岩国市第四支部	藤井 明宣	代表者	藤井 明宣	畑原 基成	7、8
自由民主党山口県支部連合会	岸 信夫	代表者 会計責任者	岸 信夫 江本 郁夫	柳居 俊学 二本 健治	6、4
久保田きみ子後援会	久保田后子	事務所	宇部市大字西岐波2299の338	宇部市新天町2丁目8番6号	7、22
建威会	藤井 明宣	代表者	藤井 明宣	畑原 基成	7、8
竹中一郎後援会	村本 哲也	事務所	山口市大内千坂2丁目16番5号	山口市大内御堀1185の3	2、18
田中敏雄後援会	中野 克美	代表者	中野 克美	山本 勉生	7、20
萩の未来ネットワーク	藤道 健二	事務所	萩市大字土原88の4	萩市大字土原556の11	7、5
藤道健二後援会	登城 宏司	代表者	登城 宏司	登城 宏司	7、5
山口県司法書士政治連盟	河村 誠一	代表者 会計責任者	河村 誠一 龍角 信夫	長岡 正興 河村 誠一	6、10
山口県獣医師連盟	山野 洋一	名称	山口県獣医師連盟	山口県獣医師政治連盟	7、11

山口県選挙管理委員会告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十九年八月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
中尾友昭後援会	中尾 友昭	原 久幸	下関市彦島西山町4丁目1番44号	平成29、5、31

山口県選挙管理委員会告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十九年八月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動 内 容		備 考 (異動年月日)
			新	旧	
久保田后子	久保田きみ子後援会	事 務 所	宇部市大字西 岐波229の338	宇部市新天町 2丁目8番6 号	平成29、 7、 22
藤道 健二	萩の未来ネットワーク	〃	萩市大字土原 88の4	萩市大字土原 536の11	〃 〃 5

山口県選挙管理委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十九年八月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	備 考 (資金管理団体でなくなった年月日)
中尾 友昭	中尾友昭後援会	平成29、5、31
畑原 基成	建成会	〃 〃 1、8

山口県公安委員会告示第四十号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十九年八月二十五日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

- ア 新規取得講習（法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年國家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七条第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。）
- イ 平成二十九年十月二日（月曜日）から同月五日（木曜日）までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月六日（金曜日）の午前九時から午後五時二十分まで
- エ 追加取得講習（講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。）

平成二十九年十月五日（木曜日）の午前九時から午後五時三十分まで及び同月六日（金曜日）の午前九時から午後四時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口（山口県婦人教育文化会館）

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二条第一項第三号に規定する業務（以下「第三号警備業務」という。）

(四) 受講者の定員 二十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

- ア 最近五年間に第三号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第二条第二項に規定する一級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第三号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のオからオまでのいずれかに該当する者は、交付を締め切るものとする。

受講申込書の提出先
山口県内の最寄りの警察署

受講申込書の提出方法
受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

- (一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第一号によること。）
- (二) 二の(一)のオに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第三号警備業務の従事期間に関する証明書（以下「第三号警備業務従事証明書」という。）、二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第三号警備業務

従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し及び第三号警備業務従事証明書

- (三) 写真（縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。）
- (四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し（新規取得講習を受講しようとする者を除く。）

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万八千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万四千元に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習

平成二十九年十月二日（月曜日）から同月五日（木曜日）までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月六日（金曜日）の午前九時から午後零時四十分まで

イ 追加取得講習

平成二十九年十月五日（木曜日）の午前九時から午後五時三十分まで及び同月六日（金曜日）の午前九時から午前十一時三十五分まで

- (二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口（山口県婦人教育文化会館）
- (三) 講習を行う警備業務の区分
法第二条第一項第四号に規定する業務（以下「第四号警備業務」という。）

- (四) 受講者の定員 二十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

(二) 追加取得講習

第四号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

三 受講申込書の受付期間

平成二十九年九月四日(月曜日)から同月八日(金曜日)まで

ただし、受付期間内であっても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)

(二) 履歴書及び警備業者等が発行する第四号警備業務の従事期間に関する証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万四千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

平成二十九年八月二十五日印刷
平成二十九年八月二十五日発行

発行所 山口県庁
発行人 山口県知事



正 誤

平成二十九年五月二日山口県告示第百七十三号(山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正)

ページ	一	行	誤	正
段	上	左から	山口市小郡下郷 七六二	山口市小郡下郷 七六八
箇所	〃	一	〃 小郡下郷 七六二	〃 小郡下郷 七六八

平成二十九年七月七日山口県選挙管理委員会告示第三十八号(政治団体の異動事項)

ページ	一五	段	上	表	中	誤	正
箇所	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃